

# 国民健康保険制度の適正なご利用を 11月は国民健康保険制度 適用適正月間です

## ■国民健康保険の届出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの方で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者、生活保護被保護世帯を除くすべての人が加入する制度です。届出が遅れると、保険料をさかのぼって納付いただいたり、社会保険加入時にさかのぼって医療費を返還いただいたりするなど、トラブルの原因にもなりますので、国民健康保険に加入または脱退の際は、14日以内に届出を出してください。

## ■社会保険の被扶養者になれる場合 があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合や、生活費の大部分を仕送りに頼っている方で、左記の年収以下の場合、被扶養者として認定されることがあります。社会保険の被扶養者として認定された場合、国税の負担が不要となります。詳しくは、勤務先に確認してください。

### 《被扶養者の年収の目安》

- ① 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること。
- ② 60歳以上または一定の障害がある場合は、年収180万円未満であること。

## ■無駄な医療費をなくしましょう

当市の加入者一人あたりの医療費は33万5,759円で、県内で第4位と、年々増加しています。高齢化や医療技術の進歩、慢

性疾患の増加のほか、頻回受診や重複受診も大きな要因となっています。

### 《医療費節約のポイント》

- ① かかりつけ医をもちましょう。
- ② 重複受診はやめましょう。
- ③ 救急の時以外は、診療時間内に受診しましょう。
- ④ ジェネリック医薬品を活用しましょう。
- ⑤ 定期的な健康診断を受けましょう。
- ⑥ 毎日の健康管理に努めましょう。

## ■高額療養費の申請忘れはなりません

既に「限度額適用認定証」などの交付を受けている場合でも、院外処方や世帯合算など、申請により更に払い戻しを受けられる場合もあります。詳しくは、市ホームページまたは「滋賀県の国保」（3月に郵送したリーフレット）にて、ご確認いただくか、保険年金課または旧支所の地域市民センターまでお問い合わせください。

## ■所得の申告もお忘れなく

所得の申告忘れがあると、本来受けられるべき国保税の軽減が受けられない場合があります。申告ができていない場合は、税務課までご相談ください。

問い合わせ

【資格・給付に関するお問い合わせ】  
 保険年金課 国保年金係  
 ☎65-0688 / ☎63-4618

【税・所得の申告に関するお問い合わせ】  
 税務課 市民税係  
 ☎65-0679 / ☎63-4574

## 水道事業審議会委員を募集

- 募集人数 / 2人
- 応募資格 / 甲賀市上水道または簡易水道の使用者であって、市内に居住又は勤務されている満20歳以上の方。(平成26年11月30日現在)
- 委員の職務 / 水道事業の経営や将来計画、健全運営等に関する調査・審議していただきます。
- 任期 / 平成26年11月30日から平成28年11月29日までの2年間
- 応募方法 / 応募書（様式あり）を上水道課へお持ちいただくか、郵送、FAX、またはEメールで提出してください。
- 応募締め切り / 11月18日（火）

上水道課  
 ☎86-8013 / ☎86-8390  
 Eメール koka10432000@city.koka.lg.jp

## 河川への油類流出の情報提供にご協力ください

最近、年に数回程度、河川への油類などの流出事故が発生しています。上水道の水源地である河川に油類が流入すると、浄水処理に影響が出てしまうことがあります。

市や県では、安定して安全な水道水を皆さんに届けるため、油類流出を早期に発見し対応できるよう努めています。市民の皆さんが「油のようなものが川の水面に浮いている」「油のような臭いがする」などの異変にお気づきの場合は、右記まで情報提供をお願いします。

上水道課  
 ☎86-8016 / ☎86-8390  
 滋賀県企業庁水口浄水場  
 ☎62-9445 / ☎63-0266

## 高齢者を狙った振り込め詐欺にご注意を

昨年から、特に高齢者を狙った振り込め詐欺が多く発生し、市内でも被害が出ています。

市では「甲賀市詐欺犯罪警戒情報」を発令して注意喚起を行っており、市内事業所でも「振り込め詐欺防止啓発ハガキ」を発送したり、防犯ラップングバスを運行するなど、多方面で防犯啓発が行われてい

従来からある「オレオレ詐欺」に加え、次々に新種の詐欺が出てきており、少しでも不審に思うことがあれば一人で判断せず、必ず誰かに相談するか、警察に連絡しましょう。

問い合わせ  
 生活環境課 生活交通係  
 ☎65-0686 / ☎63-4582

## 甲賀の文化財

### 水口岡山城の築城と近江

中村一氏なかつむらいちによって天正13年（1585）に築城された水口岡山城は、東海道を抑え、鈴鹿峠を睨む要衝に立地した城郭でした。当時、豊臣秀吉にとつて脅威であった東国の徳川家康や北条氏に対する軍事的拠点のひとつでした。城は、古城山の山頂部に中枢部を配置し、東側斜面を中心に曲輪が展開しています。東を意識した縄張りと言えらるでしょう。また、寛永期に描かれた絵図には山麓に御殿があったことが記されています。

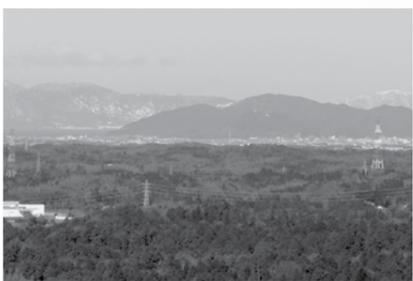
水口岡山城が築城された天正13年は、秀吉の甥秀次が近江に入り、八幡山城を築城します。一氏は、秀次の家老として水口へ入りました。同年、堀尾吉晴が佐和山城主となり、田中吉政が八幡山城へ入ります。彼らも秀次の家老でした。

また、八幡山城と佐和山城も水口岡山城と同様に街道を抑える立地にありました。さらに、両城とも山麓に居館をつくり、山上に城郭の中枢部を築いています。城の構造面においても水口岡山城との共通点が多いのです。

同時期に営まれたこれら三つの城の共通性は、豊臣政権の後継者とされた秀次を中心とした領国支配の様子をうか

問い合わせ  
 歴史文化財課  
 ☎86-8026 / ☎86-8216

甲賀市市制施行10周年記念  
 あいこう岡山城プロジェクト  
 城郭歴史フォーラム  
 「水口岡山城と豊臣政権・近江の山城」  
 日時・11月16日（日）13時30分から  
 （13時開場） ※入場無料  
 場所・碧水ホール  
 関連企画  
 発掘された水口岡山城跡2014  
 水口歴史民俗資料館にて開催中



▲本丸から八幡山城を望む

がわたるとともに、東国への進出拠点として近江が重要視されていたと考えられます。豊臣政権にとって重要な近江とその山城の様相について、さらに深く掘り下げた歴史フォーラムを開催しますので、ぜひご参加ください。

# 11月9日~15日 平成26年秋の火災予防運動を実施

## 全国統一防火標語

### 「もういいかい

### 火を消すまでは まあだだよ」

秋から冬にかけては、空気の乾燥や暖房器具の使用により火災が発生しやすい時季を迎えます。ご家庭での火災予防に十分注意してください。

- 住宅用火災警報器は正しい場所に  
住宅用火災警報器は、全ての寝室と、上階に寝室がある場合には階段室にも必ず設置してください。
- 消火器や防災品で火災の備えを  
いざという時に初期消火できるよう消火器を設置

し、カーテンや寝具などを防災品にして、火が燃え広がりにくい環境を作りましょう。

### □ 消火器などの訪問販売に注意を

「消防署から来ました」「消防署から許可を受けている」などと偽り、消火器などの訪問販売や点検をうたった高額請求の被害が後を絶ちません。怪しいと思ったら契約書には絶対にサインせず、はっきり断りましょう。



甲賀広域行政組合消防本部予防課  
 ☎63-7932 / ☎63-7940  
 ホームページ <http://www.koka-koiki.jp>  
 防火についてはお近くの消防署へ相談を